

一般競争入札仕様等に関する回答書（訂正箇所抜粋）

令和 8 年 9 月 11 日

福島県知事 内堀 雅雄

物品等の名称	福島県県北保健福祉事務所ほか 15 施設で使用する電気
質 問 事 項	
54. 現在、一般送配電事業者において託送供給等約款の見直しに係る変更承認申請が行われており、2026 年11 月以降、託送料金単価が改定（値上げ）される見込みとなっております。 しかしながら、現時点では改定内容の詳細が公表されておらず、当該改定影響額を入札単価へ適切に反映することが困難な状況です。 このため、今後公表される託送料金改定の内容により、当社において吸収が困難な負担増が生じる場合には、契約単価の変更について協議をお願いする可能性がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。 60. 2026 年 11 月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。 入札額の算定において、入札書提出時点において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。 68. 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が予定されておりますがその際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。 109. 本年 11 月より、小売電気事業者に共通して影響する一般送配電事業者の託送料金の値上げが予定されておりますが、現時点では国の認可前であり、改定後の料金が確定しておりません。 つきましては、現行の託送料金を前提として入札し、落札後に改定後の託送料金が確定した場合は、託送料金の値上げ分に限り、契約単価を変更させていただいてよろしいでしょうか。	

回 答 事 項
54. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
60. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
68. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
109. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。